

国地契第26号  
国官技第55号  
国営計第44号  
平成15年5月23日

各地方整備局総務部長  
企画部長 あて  
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長  
国土交通省大臣官房技術調査課長  
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

### 「入札金額の内訳の提出について」の一部改正について

「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）の一部を下記のとおり改正することとし、工事費内訳書の提出を求める試行の対象工事を拡大することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

また、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）別紙「〇〇競争契約入札心得」第4条の2の入札の辞退の自由について、引き続き周知徹底を図られたい。

### 記

通知文中「平成6年3月30日付け建設省厚発第124号」を「平成15年3月10日付け国地契第92号」に、「提示」を「提出」に改める。

記1中（1）を削り、（2）中「3割」を「5割」に改め、同（2）を（1）とし、（3）中「上記（1）及び（2）」を「公募型指名競争及び工事希望型指名競争」に、「1割」を「2割」に改め、同（3）を（2）とする。

記2中「①～③に示すとおり3形式」を「①及び②に示すとおり2形式」に、「④～⑥に示すとおり3形式」を「③及び④に示すとおり2形式」に改め、③及び⑥を削り、④及び⑤を1ずつ繰り上げる。

記3中「（1）～（3）」を「（1）及び（2）」に改め、（1）を削り、（2）中「1（2）」を「1（1）」に、「2①～③（ただし、営繕工事にあつては④～⑥）をそれぞれ3分の1ずつ。」を「2②（ただし、営繕工事にあつては④）。」に改め、同（2）を（1）とし、（3）中「1（3）」を「1（2）」に、「2①、②をそれぞれ2分の1ずつ（ただし、営繕工事にあつては原則として④）。」を「2①、②（ただし、営繕工事にあつては③、④）をそれぞれ2分の1ずつ。」に改め、同（3）を（2）とする。

記4（1）中「、記1（1）については技術資料収集に係る掲示及び指名通知書」を削り、「記1（2）」を「記1（1）」に、「記1（3）」を「記1（2）」に改める。

別表-1及び別表-2を削る。

### 附則

この通達は、平成15年6月1日から施行する。